

第 234 回：法人税の繰越欠損金について

繰越欠損金についてなんとなくどのような制度かは知っていても、内容や要件をご存じない方も多いと思います。基礎知識について解説していきたいと思います。

1. 繰越欠損金とは？

欠損金とは、法人の所得計算において、その所得が赤字である場合の金額のことをいいます。

法人税法において、青色申告の承認をうけている場合には、欠損金を将来に繰り越して、将来の一定期間の間に発生した所得（黒字）と相殺することが認められています。

この法人税法の規定に基づき、繰越している過去の欠損金のことを「繰越欠損金」と言います。

【繰越欠損金の使用例】	繰越欠損金を使用しない場合		繰越欠損金を使用する場合	
	1年目	2年目	1年目	2年目
税引前当期純利益	▲100	200	▲100	200
繰越欠損金	0	0	0	▲100
課税所得	▲100	200	▲100	100
法人税（実行税率30%）	0	60	0	30

※法人税等の実効税率を 30%として計算しています。

2. 何年繰り越せるの??

繰越欠損金は、無期限に繰り越せるわけではなく、繰り越せる年数が決まっています。

繰り越せる年数は、「いつ発生した欠損金か」によって異なります。

①平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に開始した事業年度・・・ 9 年間

②平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度(平成 31 年 3 月期～)・・・ 10 年間

3. 繰越欠損金を利用できる要件は??

すべての法人が繰越欠損金を利用できるわけではありません。下記の要件を全て満たした法人が利用することができます。

◇ 要件 ◇

- ①欠損金が生じた事業年度において、青色申告書である確定申告書を提出していること
- ②その後連続して確定申告書を提出していること（白色申告でも可）
- ③中小法人等※であること

※資本金の額が 1 億円以下の法人で、資本金が 5 億円以上の法人に完全支配されていない法人のこと

以上、簡単にですが繰越欠損金の基礎知識について解説をさせていただきました。

ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！